

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県知事は、県営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県知事

公表日

令和3年9月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	滋賀県では、住宅の安定的な供給を図るため、県営住宅を整備し、住宅困窮者へ提供している。 特定個人情報ファイルを使用して具体的に実施する事務 ・県営住宅入居者の収入申告の受理 ・家賃・敷金の決定、減免 ・入居申込みの受理、審査、認定、通知 ・同居承認、入居承認 ・異動、名義変更 といった諸申請の処理等を行う。
③システムの名称	公営住宅管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の19の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 番号法別表第二の31の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第22条 【情報提供】 情報提供は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	滋賀県土木交通部住宅課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 土木交通部住宅課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4234
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	土木交通部住宅課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4234

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 崎山 薫	課長 中井 敏勝	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部県民活動生活課県民情報室	県民生活部県民活動生活課県民情報室	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 中井 敏勝	課長 小川 長利	事後	
平成31年3月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 小川 長利	課長	事後	様式の変更による。
平成31年3月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月1日 時点	平成31年3月19日 時点	事後	
平成31年3月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月1日 時点	平成31年3月19日 時点	事後	
平成31年3月19日	IV リスク対策 1. 提出する個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	様式の変更による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月19日	IV リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月19日	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月19日	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月19日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月19日	IV リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	—	提供・移転しない	事後	様式の変更による。
平成31年3月19日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月19日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	—	接続しない(提供)	事後	様式の変更による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月19日	IV リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による。
平成31年3月19日	IV リスク対策 8.監査 実施の有無	—	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	事後	様式の変更による。
平成31年3月19日	IV リスク対策 9.従業員に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	様式の変更による。
平成31年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 土木交通部住宅課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4234	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 土木交通部住宅課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4234	事後	組織名の変更
令和3年3月26日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月19日 時点	令和3年1月15日 時点	事後	
令和3年3月26日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月19日 時点	令和3年1月15日 時点	事後	
令和3年9月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークによる情報連携	【情報照会】 番号法第19条第7号	【情報照会】 番号法第19条第8号	事後	